3　この条約及びその最終議定書に関する議案であって大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.1　改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.2　規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

4　3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された改正に適合していない場合には、当該改正の通報の日から起算して九十日以内に、当該改正を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第三十九条　大会議の際の留保

1　連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2　原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。

3　この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4　大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5　留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6　この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書に規定する。

第四十条　この条約の効力発生及び有効期間

1　この条約は、二千十八年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十六年十月六日にイスタンブールで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条　郵便物の帰属、取戻し及び宛名の変更又は訂正

1　条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バーレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、マラウイ、モーリシャス、ナウル、ナイジェリア、ニュージーランド、ウガンダ、パプアニューギニア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2　条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己宛ての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名の変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3　条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4　条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名の変更を認めないことを法令に定めるバハマ、ベルギー、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5　条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6　オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7　エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラ・ボリバル共和国は、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条　郵便切手

1　オーストラリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、マレーシア及びニュージーランドは、条約第六条7の規定にかかわらず、郵便物を処理する自国の機械に適合しない新たな素材又は技術を使用した郵便切手が貼り付けられた通常郵便物及び小包郵便物について、関係する差出側の指定された事業体と事前に合意した場合にのみ処理する。

第三条　外国における通常郵便物の差出し

1　アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ及びニュージーランドは、自国から発送されなかった郵便物を条約第十二条4の規定により自国に返送する指定された事業体から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。

2　カナダは、条約第十二条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。

3　条約第十二条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名宛国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4　条約第十二条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を条約の施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5　ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、ロシア連邦、セネガル、スイス、シリア・アラブ共和国、トーゴ及びトルコは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第十二条の規定を完全に適用する権利を留保する。

6　ドイツは、条約第十二条4の規定の適用のため、差出人の居住国から受領すべきであった額に相当する額の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。

7　中華人民共和国は、この条の留保にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、条約及びその施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

8　ドイツ、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、リヒテンシュタイン及びスイスは、条約第十二条3の規定にかかわらず、差出人に対し又は差出人から徴収できない場合には差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を留保する。